

平成30年度答申第57号
平成31年1月16日

諮問番号 平成30年度諮問第53号（平成30年11月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による弔慰金（以下、単に「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者が平成27年4月1日において死亡しており、同日に特別弔慰金支給法2条1項の「死亡した者」の子があるときは、当該「死亡した者」の子は、同項の規定の適用については、弔慰金を受け権利を取得した者とみなす旨を規定している（同法2条3項）。
- (2) 故Pは、昭和20年5月31日にA地において戦死した。
(除籍謄本（戸主：P）)
- (3) 故Pの配偶者である故Qは、故Pに係る弔慰金を請求し、昭和28年6月4日に可決裁定を受けた。
故Qは、昭和44年10月23日に死亡した。
(戦没者遺族援護台帳、除籍謄本（筆頭者：R）)

- (4) 審査請求人は、平成17年11月28日、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る第8回特別弔慰金の請求をし、処分庁は、平成18年3月15日、当該請求に対し、可決裁定をした。

（特別弔慰金請求書、簡易台帳（第8回特別弔慰金関係））

- (5) 審査請求人は、平成27年10月20日、処分庁に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る第10回特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をした。

（特別弔慰金請求書）

- (6) 処分庁は、平成29年12月19日頃、審査請求人に対し、審査請求人の本件請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をした。

なお、本件却下処分に係る却下通知書（同月1日付け。以下「本件却下通知書」という。）の「却下理由」欄には、「P様の死亡当時に次の理由により、死亡者と遺族であったことが認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。あなたは戸籍上、Pとの間に親族関係がないため。」と記載されている。

（却下通知書）

- (7) 審査請求人は、平成30年1月29日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (8) 審査庁は、平成30年11月29日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問書、諮問説明書）

2 本件審査請求の要旨

審査請求人は、審査請求書（別紙を含む。）に、概略、次のように記載している。

戸籍上、父Pと親族関係がないと、これには大変不服があり、原処分の取消しを求める。

なぜ前回は、今回と同じ書類で認可されたのか、その説明が全くありません。今回、却下を判断された方は、父が戦死した昭和20年5月31日以降に入籍された事にこだわったのだと思います。前回、認可を出してくれた方は、C役場の書類に書かれて居る意味を良く読んでいただき、入籍が戦死後になったのは、これは当時の行政のミスだと父母には何の落度もないと判

断されそれで前回認可を出してくれたのだと思います。役場の書類の意味を良く読めば入籍が戦死後になったのは、当時の行政のミスだと誰にでも分かるはずです。

却下された理由に、戸籍上、Pとの間に親族関係がないと、この文面には大変屈辱を受けました。何とない人だと同じ日本人として情けない思いがします。前回、認可を出してくれた方は、間違っただけの判断をされたと言う事ですか。その人に対して失礼だと思いませんか。今回の却下は、誰が見ても間違っています。

入籍は、母が父が戦死した昭和20年5月31日、そのずっと以前に役場の方に入籍届を出しています。なのに入籍が戦死後になった事、私生児になった事、詳しくはC役場の書類に書かれて居ます。その意味を良く読んで下さい。

又昭和20年と言えば、本土決戦、1億総玉砕、そんな事を言っていた時代なので、行政の方も恐らく正常な機能は出来なかったと思います。母は、子供が行政のミスの為、私生児になってしまい、その事で将来子供が不利益を被る事になってはいけないと思い昭和28年、C役場の方で事実を書いて貰ったのがこの書類です。将来こんな事にならない為に書いて貰ったものです。

戦死した父は、大学を出て、当時の時代は、日本男子であれば国家の為に尽くす、そんな時代だった為、軍人になりその後少尉になり、常に軍人として任務に付いて居ました。遠い戦地で妻と生まれたばかりの子供を残し、恐らく地獄のような戦いの中、家族を守る為、日本国家を守る為に戦い28才で戦死して居ます。

行政のミスにより、子供が私生児になり、その子供が貰える権利も却下され、その上、戸籍上父と子とは認められない、そんな事を書かれ、この判断をされた方には怒りを覚えます。戸籍謄本の最後のページを良く見て下さい。父P、母Q、長男X。これは戸籍ではないのですか。誰が見ても親子関係を証明する戸籍です。

戸籍にも書いてある通り、父P、母Qは長男Xが生まれた時、役場の方へ届出を出して居ます。又戸籍には、出生届に因る入籍と書かれて居ます。その理由は、父は軍人だったので、当時の軍人は入籍するには部隊長の許可がいり、その部隊長も父と同様、遠い戦地で日本国家を守る為、命がけで戦っており、こんな状況の中では、母も行政の方も部隊長の許可は取れません。

その為に戦死前に入籍届を出して居ても、行政の方もすぐに入籍の手続きを取る事が出来なかったのが当時の現状です。

納得できる説明をしてほしい。こちらも聞きたい事もあり、言いたい事もあるので、その権利はあるはずです。

以上、上記に書いた事、中には、大変失礼な事を書いたことは十分、分かって居ます。そうでないと、自分の気持ちが済まない。

日本国家の為に命がけで戦い、たった一人の子供にもわずかな物すら残してやれない。これでは戦死した父は、まるで無駄死じゃないですか。

今回申請を出してから、2年以上待たされ、その上、前回と同じ書類で却下です。こんな事は普通では考えられない。今回は短期間で、すみやかに良き判断を出して下さい。お願いします。

第2 諮問に係る審査庁の判断

特別弔慰金支給法2条3項において、「平成27年4月1日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第1項の規定については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす」と規定しているところ、上記「当該死亡した者の子」については、同条1項ただし書の「配偶者」についての括弧書きのような特段の規定も置かれていないことからすれば、当該死亡した者と法律上の親子関係のある者を指すと解される（行政不服審査会の平成29年度答申第43号）。

また、嫡出でない子の親子関係は、父又は母の認知をまって初めて発生するものであり（民法779条参照）、認知は、戸籍法の定める届出又は遺言によって行うとされている。そして、届出による場合には、認知をしようとする者に（戸籍法60条）、遺言による場合は、遺言執行者に（戸籍法64条）、それぞれ戸籍法上の届出義務が課されている。このことは、審査請求人が出生した当時（昭和19年a月b日）の民法及び戸籍法の規定においても同様である（昭和22年法律第222号による改正前の民法827条並びに昭和22年法律第224号による改正前の戸籍法81条及び85条参照）。

本件については、審査請求人の個人事項証明によれば、父の欄は空欄となっており、また、死亡した者の父Sを前戸主とする除籍謄本には、審査請求人の父の欄に死亡した者の名とあわせて、出生届出による入籍の記載錯誤につきD地方裁判所E支部の許可の裁判により母Q戸籍訂正申請、除籍された旨の記載があることが認められる。その事情を示すものとして審査請求人から提出された昭和28年10月20日付けC役場戸籍課長名義の文書によれば、死亡した

者と審査請求人の母である故Qが結婚したことは事実で、当時、死亡した者は現役兵として入隊中で、当時の法令（大正10年12月21日勅令第481号）の規定によって婚姻の届出をする場合に部隊長の許可を要し、その手続等によって日時を要し、昭和20年6月16日に正式届出を完了受理したところ、死亡した者が同年5月31日に戦死した旨の昭和21年7月1日付けの公報によって、婚姻の手続は戦死した後となり、法律上許されないものとなってしまったので、戸籍訂正が必要となった結果、D地方裁判所E支部の提出許可を経て、妻は自然に復籍するものであり子は当然これにともなって妻とともに実家に入籍するものとなっているため、審査請求人は母の実家に私生子として入籍するに至った旨の記述が認められる。

以上によれば、上記のようなやむを得ない事情があったとしても、法律上、審査請求人の母と死亡した者の婚姻関係は認められないものとされており、また、認知等の手続によらず当然に審査請求人が死亡した者の法律上の子とされる余地はないところ、審査請求人の戸籍は父の欄が空欄であることからすれば、死亡した者の子として認知等がされた事実も認められないから、審査請求人と死亡した者の間には、生物学上の親子関係はともかく、法律上の親子関係は発生していないといわざるを得ない。

この点について、審理員意見書は「特別な事情があるから、平成27年4月1日における戸籍の抄本のみでなく、戸籍課長文書等から総合的に判断することが適当であると考え。」としているが、上記のとおり特別弔慰金支給法2条3項において規定されている「当該死亡した者の子」については同条1項ただし書の「配偶者」についての括弧書きのような特段の規定は置かれてないことからすれば、「事実上の子」は認められず、当該死亡した者と法律上の親子関係のある者を指すと解される（行政不服審査会の平成29年度答申第43号）。

したがって、本件については、法律上の親子関係は発生していないと認められる以上、審査請求人が特別弔慰金支給法2条3項の規定に該当する者とは認められないというべきである。なお、審査請求人に対する前回の第8回特別弔慰金の可決裁定は裁定誤りといわざるを得ず、当該審査請求の審査に影響を与えるものではない。

よって、原処分は適正であると考えられ、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるT₁（以下「審理員T₁」という。）、同室総括審理専門官であるT₂（以下「審理員T₂」という。）及び同室室長補佐であるT₃（以下「審理員T₃」という。）を指名し、うち審理員T₁を審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成30年3月16日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査庁は、平成30年4月2日付けで、審理員T₂及び審理員T₃の指名を取り消し、新たに、大臣官房総務課総括審理専門官であるT₄及び同課審理専門官であるT₅（以下「審理員T₅」という。）を本件審査請求の審理手續を担当する審理員として指名した。

エ 審査庁は、平成30年7月31日付けで、審理員T₁の指名を取り消し、新たに、大臣官房総務課審理室長となったT₆（以下「審理員T₆」という。）を本件審査請求の審理手續を担当する審理員として指名するとともに、審理員T₆を審理員の事務を総括する者として指定した。

オ 審理員T₅は、平成30年10月18日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月25日である旨を通知した。

カ 審理員T₆は、平成30年10月19日付けで、審査庁に対し、「審理員T₆」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員T₆は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書の提出までの各手續に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付	(F市長) : 平成27年10月20日
	(G知事) : 同月29日
	(処分庁) : 平成28年2月1日
本件却下処分	: 平成29年12月19日頃
	(本件請求受付から112週間)
本件審査請求	: 平成30年1月29日 (審査庁受付日)
審理員意見書提出	: 同年10月19日
	(審査庁受付日から34週間)

諮問書提出

: 同年11月29日

(審査庁受付日から39週間)

- (2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 T₆」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員 T₄ 及び審理員 T₅ との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

また、上記のとおり本件却下処分に至るまでの期間が本件請求から約112週間に要しているが、他の行政庁への照会等があったことを考慮しても、これほどの長期間を要したことは相当でなく、今後改善を図るべき必要があるものと思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

- (1)ア 特別弔慰金支給法3条に規定する特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。）の定める様式による特別弔慰金請求書を裁定機関に提出しなければならない（施行規則1条1項）ところ、請求者が特別弔慰金支給法2条の規定に該当する者として請求する場合は、請求者の平成27年4月1日における戸籍の抄本を添付しなければならないものとされている（施行規則1条2項1号）。

イ そして、審査請求人が特別弔慰金請求書に添付した平成27年10月20日付けのF市長作成の審査請求人の戸籍個人事項証明書によれば、同証明書の「母」の欄には「Q」、「続柄」の欄には「男」の記載があるものの、「父」の欄には記載がなく、空欄であった。

ウ また、審査請求人が特別弔慰金請求書に添付した平成30年1月17日付けのE市H区長作成の故Pを戸主とする除籍謄本によれば、次のような記載がそれぞれ認められる。

- ① 故Pについては、「Qト婚姻届出昭和20年6月16日受附」の記載、「昭和20年5月31日時刻不詳A地ニ於テ戦死D地方世話部長

報告昭和21年7月1日受附」の記載、及び「婚姻ノ記載錯誤ニ付キ昭和22年8月23日付D地方裁判所E支部ノ許可ノ裁判ニ因リ妻Q戸籍訂正申請昭和22年9月16日受附其ノ記載ヲ抹消ス」の記載

② 故Qについては、「J地戸主R長女昭和20年6月16日Pト婚姻届出全日入籍」の記載、及び「婚姻ノ記載錯誤ニ付キ昭和22年8月23日付D地方裁判所E支部ノ許可ノ裁判ニ因リQ戸籍訂正申請昭和22年9月16日受附除籍」の記載、並びに戸主との続柄として「妻」の記載

③ 審査請求人については、「K地ニ於テ出生父P母Q届出昭和20年6月16日受附入籍」の記載、及び「出生届出ニ因ル入籍ノ記載錯誤ニ付キ昭和22年8月23日付D地方裁判所E支部ノ許可ノ裁判ニ因リ母Q戸籍訂正申請昭和22年9月16日受附除籍」の記載、戸主との続柄として「長男」の記載、並びに父母として「父P」「母Q」の記載

なお、一旦記載された記載内容が訂正されるに至った経緯について、審査請求人が提出した昭和28年10月20日付けC役場戸籍課長U作成文書（以下「戸籍課長文書」という。）によると、故Pは現役兵として入営中であつたところ、現役軍人が婚姻をする場合は部隊長の許可が必要であり、その手続等に日時を要し、婚姻の手続は戦死の後となり、手続上、法律上許されないものとなつたので戸籍訂正が必要となり、訂正申請をD地方裁判所E支部に提出し許可を受け、昭和22年9月16日に受理をした旨の記載が認められる。この戸籍課長文書の記載内容は、戸籍の記載内容とは矛盾するものではないが、婚姻届、軍隊の許可書、判決文等、記載内容を積極的に裏付ける資料は事件記録に見当たらない。

エ そこで、処分庁は、審査請求人については、戸籍上はPとの間に親族関係がないものと認定し、特別弔慰金支給法2条3項により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者に該当せず、特別弔慰金を受ける権利を有しないものと判断し、平成29年12月1日付けの本件却下通知書で、本件却下処分をした。

(2) 特別弔慰金支給法2条3項は、「平成27年4月1日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、第1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす」と規定しているところ、上記「当該死亡した者の子」については、同条1項ただし書の「配偶者」につい

ての括弧書のような特段の規定も置かれていないことからすれば、当該死亡した者と法律上の親子関係のある者を指すと解される。

- (3) 嫡出でない子の法律上の親子関係は、父又は母の認知をまって初めて発生するものであり（民法779条参照）、認知は、戸籍法の定める届出又は遺言によって行くとされている。そして、届出による場合には、認知をしようとする者に（戸籍法60条）、遺言による場合には、遺言執行者に（戸籍法64条）、それぞれ戸籍法上の届出義務が課されている。このことは、審査請求人の出生した当時（昭和19年a月b日）の民法及び戸籍法の規定においても同様である（昭和22年法律第222号による改正前の民法827条、昭和22年法律第224号による改正前の戸籍法81条、85条参照）。
- (4) 本件において、審査請求人の母である故Qは、審査請求人を出産した後、法定の届出期間内に出生届を行っていないと認められるが、故Pを戸主とする除籍謄本及び戸籍課長文書の内容からすると、故Pと故Qを両親として審査請求人が出生したものの、出生時に当該両親は法律上の婚姻関係になかったところ、婚姻についての故Pに対する陸軍の許可を得て、昭和20年6月16日に、故Pと故Qの婚姻届及び審査請求人の出生届を同時にL役場に提出したことが推認できる。

しかし、故Pを戸主とする除籍謄本によれば、上記の戸籍上の記載は、その後、故Pが上記の届出の日より前の昭和20年5月31日にA地において戦死していたことが判明し、そのため、D地方裁判所E支部から許可を得た故Qの戸籍訂正の申請によって、上記の婚姻の記載及び出生届による審査請求人の入籍の記載のいずれもが、故Pの戸籍から除籍されたことが認められる。

故Pと審査請求人の親子関係の取扱いについて、民法又は認知の訴の特例に関する法律（昭和24年法律第206号）の規定に基づき、子又はその法定代理人は、父の死亡の日又は死亡の事実を知った日から3年以内に認知の訴えを提起することができることとされているが、これが提起された事実を明らかにする資料は見当たらない。

認知等の手続によらず当然に審査請求人が故Pの法律上の子とされる余地はないところ、審査請求人の戸籍は父の欄が空欄であることからすれば、故Pの子として認知等がされた事実も認められないから、審査請求人と故Pの間には、生物学上の親子関係はともかく、法律上の親子関係はないといわざるを得ない。

したがって、故Pと審査請求人との間に法律上の親子関係が認められない以上、審査請求人が特別弔慰金支給法2条3項の規定に該当する者とは認められないというべきである。

(5) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ